



## TIPLO News

2024年6月号(J298)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 晶碩光学が、永勝光学、海昌隱形眼鏡を特許権侵害で提訴
- 02 台南の有名レストラン「阿霞飯店」商標権侵害事件、二審で逆転
- 03 台豪間の科学技術協力協定締結でハイテク外交に新たな頁を刻む、4つの重点分野に焦点

### 台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権  
商標権を維持するための使用は、「販売の目的」であるべきで、商標の使用は頻繁で、経済的な意義を有し、商標権の属地範囲の販売市場を開拓し、または維持するものでなければならない。
- 02 商標権  
立体商標における商品包装容器形状の識別性認定
- 03 公平取引法  
裁判所が公平法違反と判決！検索連動型広告でネガティブキャンペーンは企業間の新形態の不正競争

## 今月のトピックス

J240504X1

J240504Y1

### 01 晶碩光学が、永勝光学、海昌隱形眼鏡を特許権侵害で提訴

晶碩光学（Pegavision）は5月3日に（上場企業による）重要事実の開示を行い、台湾の永勝光学（Yung Sheng Optical）と中国の海昌隱形眼鏡（訳注：「隱形眼鏡」はコンタクトレンズの意味）を相手取り、知的財産及び商事裁判所に特許権侵害訴訟を提起したと発表した。晶碩光学は、同業者による権利侵害の悪習を根絶し、同社の特許権が損害を被り続けるのを避けると同時に、同社の長期にわたる研究開発によって築いた競争の優位性を維持するため、裁判所に対して前述被告に特許権侵害に係るすべての行為を停止、予防するよう命じることを請求するとともに、損害賠償を請求したと述べている。

晶碩光学によると、永勝光学の製造する海昌（Hydron）等ブランドのコンタクトレンズ製品が晶碩光学の特許を侵害している嫌疑があることを発見したため、知的財産及び商事裁判所に提訴して、永勝光学及び海昌隱形眼鏡が製造及び販売している多数の商品が、晶碩光学が所有する台湾第 1634205 号特許「コンタクトレンズ処理用の溶液（原文：用以處理隱形眼鏡之溶液）」及び台湾第 1671086 号特許「眼科製品及びその他眼科組成物（原文：眼科產品及其眼科組成物）」の範囲に含まれており、晶碩光学の特許権を共同侵害していると主張したという。

永勝光学と海昌隱形眼鏡はいずれも金可（Ginko）グループに所属している。金可グループの傘下には永勝光学、海昌隱形眼鏡、江蘇海倫隱形眼鏡の主要子会社3社があり、コンタクトレンズ及び洗浄液の製造及び販売を主な業務としている。晶碩光学が特許権侵害で提訴した件について、金可国際（Ginko International）は、商品の販売前には特許権侵害分析を行い、アセスメントを通じて商品に特許権侵害のおそれがないことを確認してから発売しており、晶碩光学は特許権侵害を受けたと主張しているが、金可国際では前述の手続きを実施しているため、係争特許権を侵害する可能性はないはずであると述べている。（2024年5月）

J240503Y2

### 02 台南の有名レストラン「阿霞飯店」商標権侵害事件、二審で逆転

台南の有名レストラン「阿霞飯店」の家族間で争われている商標権侵害事件について、知的財産及び商事裁判所は一審において呉健豪等が「阿霞」、「阿霞飯店」等の名称で宅配商品やオンラインショッピングの役務を販促・宣伝した行為に商標権侵害はないと判決していたが、二審では、呉健豪等に契約違反があったと認め、450万台湾ドルの損害賠償金を支払うよう命じるという逆転判決を下した。全件はさらに上訴できる。

判決書によると、「阿霞飯店」は元来、創業者である呉錦霞とその五番目の弟である呉壽春（すなわち阿霞飯店のメインシェフであり、現在「阿霞飯店網路購物館」（訳注：創業者二人が開設したネットショップ）のメインシェフでもある）の共同経営であった。2009年4月に、呉錦霞と呉榮燦（次弟である

吳炳雄の息子)、吳青蓉(吳壽春の娘)が協議して契約を結び、不動産売買の約定以外に、吳錦霞は「阿霞」、「阿霞飯店」の商標権を吳榮燦と吳青蓉に譲渡し、それぞれ所有又は共用し、且つ「実店舗の経営権」を吳榮燦に、「オンライン経営所有権」を吳青蓉にそれぞれ帰属させる約定を結んだ。その後、吳錦霞は2010年5月~7月に「阿霞」、「阿霞飯店」の商標を吳青蓉、吳健豪(吳榮燦の息子)等にそれぞれ譲渡している。

2020年創業者の吳錦霞が死亡した後、吳青蓉は吳健豪等が約定に違反してネット販売に参入し、「阿霞」、「阿霞飯店」等の名称で宅配商品とオンラインショッピングの役務を販促・宣伝し、さらにはメディアの取材を受けたと主張し、双方は裁判所で争うこととなった。一審において、裁判官は吳健豪等に違約はないが、もう一つのブランド「錦霞樓」は消費者に混同させるおそれがあるとして、この部分の権利侵害に対して50万新台湾ドルの損害賠償金を支払うよう判決した。

その後、双方はそれぞれ上訴し、二審では、吳健豪等に違約があると認められ、吳青蓉の同意を得ずに、自分自身の名義で又は他人と協力し、デジタルビデオ、電子媒体、ネットワーク又はその他類似のデジタル形式又はネットワークを用いたメディアを利用して、「阿霞」、「阿霞飯店」と同一又は類似する漢字・アルファベットの文字を広告宣伝、テレビショッピング、オンラインショッピング、通信販売、ネット小売りなどの役務に使用してはならず、また吳健豪らは連帯で450万新台湾ドルの損害賠償金を支払わなければならない、全件はさらに上訴できるとの判決が言い渡された。(2024年5月)

**J240514Z5**

**J240513Z5**

### **03 台豪間の科学技術協力協定締結でハイテク外交に新たな頁を刻む、4つの重点分野に焦点**

行政院の国家科学技術委員会(NSTC)は2023年10月にオーストラリアの産業・科学・資源省を訪問して上層部と面会した際に、台豪間の科学技術協力協定(Science and Technology Arrangement, STA)の締結を提案し、双方は半年をかけて検討と企画を行い、5月13日無事に締結した。オーストラリアは台湾が5番目にSTAを締結した国となる。今後双方は4つの重点分野(即ち、ICT産業の製造、半導体技術及び核心技術のサプライチェーン・レジリエンス、バイオテクノロジー、及びネットゼロへの移行)に焦点をあてて協力を進めていく。

台豪双方による今回のSTA締結は、2012年に締結したMOUをレベルアップしたもので、これは双方が互いの科学技術力を重視していることを表している。協定の枠組みにおいて、双方は今後、科学技術研究における関係をより一層緊密なものとして、提携のレベルも拡大し続けていくとしている。

国家科学技術委員会によると、2020年末から4年間に台米、台独、台仏、台加、台豪のSTAを締結し、22項目の戦略的研究提携や人材交流プログラムが作成され、それには半導体、量子、人工知能、ネットゼロ、生物医学などが含まれ、今後の協力における重要な方向性とされているという。(2024年5月)

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 商標権

#### ■ 判決分類：商標権

I 商標権を維持するための使用は、「販売の目的」であるべきで、商標の使用は頻繁で、経済的な意義を有し、商標権の属地範囲の販売市場を開拓し、または維持するものでなければならない。

#### ■ ハイライト

原告が2020年3月9日、被告（知的財産局）に対し、商標法第63条第1項第2号の取り消し理由に該当するとして、商標「BullseyeDesign」登録の取消しを請求した。被告は審査の結果、2021年8月30日付中台廢字1090106号商標取消処分書をもって、係争商標の第35類「ベーカリー製品の小売販売、企業組織等に対するコンサルティング業務」に該当する役務の部分の登録を取消し、第35類「コンビニエンスストア、スーパーストア、スーパーマーケット、ショッピングモール及びデパートの役務の提供、ネットショッピング（e-ショッピング）」に該当する役務の部分（以下係争指定役務という）の登録取消不成立の処分を下した。原告が原処分の不成立の部分不服として、訴願を提起したため、經濟部は2021年11月23日付経訴字第11006309760号訴願決定をもって棄却したが、原告はなおこれを不服として、知的財産裁判所に行政訴訟を提起した。

知的財産裁判は前述について、次の通り指摘した。

商標権を維持するための使用は、「販売の目的」の使用であるべきで、商標の使用は頻繁であり、経済的な意義を有し、商標権の属地範囲の販売市場を開拓し、または維持するものでなければならず、それで始めて商標の真正使用とみなされる。台湾における取引活動が全部ではない、または一部だけであり、単に台湾での販売商標イメージだけで、台湾の消費者が当該商標が表彰する商品または役務を台湾で取引することができない場合、当該商標は台湾でその商品または役務の市場チャンネルを開拓または創造する経済的な意義を有しておらず、明らかに商標の意義を喪失しており、商標権を維持するための使用に該当しない。

参加人より提出された証拠資料は、本件取消請求日前の3年以内に係争商標を係争指定役務に使用した事実を証明することができないので、商標法第63条第1項第2号規定の適用がある。

### II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】111年度行商訴字第2号

【裁判期日】112年04月12日

【裁判事由】商標登録取消

原告 ドイツ企業波利普家具有限及び両合公司  
被告 經濟部知的財産局  
参加人 米国企業塔吉布蘭德公司

上記当事者間の商標登録取消事件につき、原告が經濟部 2021 年 11 月 23 日付経訴字第 11006309760 号訴願決定を不服として行政訴訟を提起したが、本裁判所は参加人に独立して本件被告の訴訟に参加するよう命じた。本裁判所の判決は次のとおりである。

#### 主文

訴願決定及び原処分における登録第 01720657 号商標「BullseyeDesign」第 35 類「コンビニエンスストア、スーパーストア、スーパーマーケット、ショッピングモール及びデパートの役務の提供、ネットショッピング（e-ショッピング）役務」部分の役務への指定使用に対して下された「取消不成立」の処分をすべて取り消す。

被告は登録第 01720657 号「BullseyeDesign」商標の本判決第 1 項記載の役務に指定使用している登録を「取消すべき」との処分を下すべきである。

訴訟費用は被告の負担とする。

#### 一 事実要約

参加人は 2014 年 4 月 22 日に「BullseyeDesign」をもって被告に、当時の商標法施行規則第 19 条の商品及び役務の区分表第 35 類の「コンビニエンスストア、ショッピングモール及びデパートの役務の提供、ネットショッピング（e-ショッピング）等」の役務への指定使用の登録を出願した。被告は審査の結果、これを登録第 1720657 号商標（以下係争商標という）として登録することを許可した。その後、原告は 2020 年 3 月 9 日に係争商標に商標法第 63 条第 1 項第 2 号に規定の取消事由があるとして被告にその登録の取消しを請求した。被告は審査の結果 2021 年 8 月 30 日付中台廢字第 1090106 号商標取消処分書をもって、係争商標の第 35 類の指定役務「ベーカリー製品の小売販売、企業組織等に対するコンサルティング業務」等の部分の指定使用の登録を取消すべきだとしたが、第 35 類「コンビニエンスストア、スーパーストア、スーパーマーケット、ショッピングモール、デパートの役務の提供、ネットショッピング（e-ショッピング）（以下係争指定役務という）の登録については取消不成立の処分を下した（以下原処分という）。原告が、原処分における取消不成立の部分不服として、訴願を提起したところ、經濟部に 2021 年 11 月 23 日付経訴字第 11006309760 号訴願決定で棄却されたが、原告はなおこれを不服として本裁判所に行政訴訟を提起した。

#### 二 当事者双方の請求内容

- (一) 原告の主張：主文のとおり。
- (二) 被告の答弁主張：1.原告の訴えを棄却する。2.訴訟費用は原告の負担とする。

#### 三 本件の争点

係争商標の係争指定役務における登録には、商標法第 63 条第 1 項第 2 号（正

当な事由なくして未使用又は使用の停止が継続して3年経過したもの)に違反する状況があったか。

#### 四 判決理由の要約

- (一) 私文書は挙証者がそれが真正であることをを証明すべきである。しかし、相手方も文書の真正性を争わない場合は、この限りでない。これは民事訴訟法 357 条に明文で規定されており、且つ行政訴訟法第 176 条で、行政訴訟においてもこの規定を準用することが明文で定められている。当裁判所は、本件ファイル証拠を斟酌し、次の理由により参加人が台湾の消費者に販売の目的をもって係争指定役務に係争商標を使用したと認めることは困難であると認定した。即ち参加人は Target ウェブサイトを運営し、同ウェブサイトで各種商品の小売販売を行っていたが、しかし同ウェブサイトはグローバルウェブサイトであり、使用言語は英語で、同ウェブサイトで表示している商品の通貨も米ドルであるため、台湾の消費者も同ウェブサイトにも会員登録可能だとしても、参加人が提出した証拠によれば、台湾の消費者が注文できるかどうか、商品の購入及び配送のプロセス、発送先に台湾が含まれるかどうか、通関の方法、その他の関連取引を判断する方法がまだなく、単に参加人はそのウェブサイトで e-ショッピングプラットフォームにおいて係争商標を使用しただけである。
- (二) 参加人は、商標の使用は実際の取引結果の発生を必要としないとしているが、参加人は、Target ウェブサイトをインターネット接続を通じて誰でも閲覧できる公開ウェブサイトとして運営し、世界中の消費者にネットショッピングサービスの提供を告知しており、台湾の消費者が係争商標をネットショッピングサービスを表示する商標として認識するのに十分であったなどと主張した。しかし、商標の使用には「販売の目的」という前提が必須であり、商標の定義の精神に従い、台湾市場における商取引、商品の販売又は役務の提供の目的に基づくものでなければならず、「販売の目的」があって、客観的な商業取引が存在しなければならない。つまり、「販売の目的」は、単に「消費者に商標を知らせれば足りる」ものではなく、その商標が使用を指定する商品または役務と結合している必要があり、台湾の消費者に係る商標が表示する商品または役務を台湾市場で実際に取引することが可能でなければならない。そうして初めて、台湾商標法で定められた「台湾市場における混同や誤解から台湾の消費者を保護する」及び「台湾国内市場における公正な競争を維持する」という立法目的を達成することができる。商標権を維持するための使用は、前述の「販売の目的」のほか、商標権の真の使用とみなされるためには、商標の使用が頻繁で且つ経済的に重要であるかどうか、商標権の属する地域において販売市場を開拓または維持することができるかどうかにも着目すべきであり、そうして初めて商標の真の使用であると認定することができる。もし台湾において取引の全部または一部を伴わず、台湾における販売のための商標イメージのみで、台湾の消費者がその商標が表示する商品または役務を取引することができず、その商標が台湾において、商品又は役務の市場チャンネルを開拓し、又は創

出する経済的意義を有さないなら、商標の意義を喪失していることは明らかであり、商標権を維持する使用に該当しない。

- (三) 参加人は、係争商標が台湾における係争指定役務の経済活動を発生させたことを証明できないので、即ち商標の真の使用に該当せず、また、参加人が運営する Target ウェブサイトが、全世界の消費者にネットショッピングサービスを提供したか否かにかかわらず、これは参加人が台湾市場において係争商標を係争の指定役務に使用したか否かという参加人の客観的な商業取引行動とは無関係であるため、前述の通り、参加人による係争商標権を維持する使用には該当しない。
- (四) 以上をまとめると、参加人より提出された証拠と資料では、取消請求前の 3 年以内に指定役務に係争商標を使用した事実を証明することができないので、商標法第 63 条第 1 項第 2 号規定の適用がある。
- (五) 以上をまとめて結論を述べると、本件原告の訴えには理由があると認めるので、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段及び第 200 条第 3 項に基づき主文の通り判決する。

2023 年 4 月 12 日

知的財産裁判所第三法廷

審判長裁判官 蔡惠如

裁判官 林惠君

裁判官 潘曉玫

## 02 商標権

### ■ 判決分類：商標権

#### I 立体商標における商品包装容器形状の識別性認定

#### II 判決内容の要約

知的財産及び商事裁判所行政判決

【裁判番号】 111 年度行商訴字第 83 号

【裁判日期】 2023 年 4 月 27 日

【裁判事由】 商標登録

原告 宝齡富錦生技股份有限公司

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間の商標登録事件について、原告が經濟部による 2022 年 9 月 20 日経訴字第 11106307460 号訴願の決定を不服として行政訴訟を提起したので、本裁判所は以下のとおり判決を下す。

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

## 一 事実要約

原告は2020年11月27日に「宝齡富錦公司瓶器立体商標」立体商標（以下係争商標という）を当時商標法施行細則第19条に定められた商品及びサービス分類第5類の商品（以下係争商標商品という）への使用に指定して、被告に登録出願した。審査を経て、被告は係争商標が商標法第29条第1項第3号規定の状況があり、登録することができないと認め、2022年4月29日付第422375号査定書により拒絶査定処分を下した。原告がこれを不服として、訴願を提起したところ、経済部により申立てが棄却されたが、原告はなお承服できないため、法に基づき本件行政訴訟を提起した。

## 二 双方当事者の請求内容

原告の主張：（一）訴願決定及び原処分をすべて取消す。（二）被告は第109084186号「宝齡富錦公司瓶器立体商標」商標の登録出願について登録査定すべきである。

被告の主張：原告の訴えを棄却する。

## 三 本件の争点

係争商標の登録には商標法第29条第1項第3号規定の状況があったか？

## 四 本裁判心証の理由

- （一）立体商標識別性の判断にあたっては、業界での使用状況、例えば当該立体形状が関連業者に通常で使用されているか、またはその外観形状に多様性があるかを考量しなければならず、使用されておらず、多様性がない場合、当該形状は出所を区別する効果がないので、識別性を有しないと認めるべきである。係争商標は「円筒のキャップ、ボトルネック及びボディにより構成されたボトルであり、容器の外形は特殊なデザインであり、その特徴はキャップが円形で、ボトルネックが内側に凹んでおり、キャップ、ボトルネック及びボディの三部分が垂直で且つ円心が同一の円筒であり、キャップ、ボトルネック及びボディの円直径比率が約57:38:70で、円筒高度の比率が約15:11:38」である立体商標である。前記説明により係争立体商標の全体的外観は円筒の薬瓶であり、いずれの文字、図案または色彩も含まれていないことがわかる。しかし調べたところ、係争商標のボトルネックの部分はよく見られる薬瓶のボトルネックより高くなっているが、薬瓶のボトルネック部分はキャップ及びボディより内側に凹んでいるというよく見られる意匠を逸脱しておらず、文字、図案または色彩を除けば、関連消費者が狭いハイネックのデザインだけでその製造業者の出所を判断することが難しいので、係争商標が先天的識別性を有していると判断することは当然ながら難しい。係争商標は第5類商品に使用を指定しており、この種類の商品には処方箋不要医薬品が多くあり、関連消費者が含まれる範囲は解釈上、医者等専門技術を有する者に限らず、薬局で市販薬を購入する一般市民も含まれるはずである。一般市民は薬局で市販薬を購入するとき、主に薬品の名称、適応症及び製薬会社等表示を参考とするので、瓶の差異で直接購入する者は少ない。よって、係争商標に薬瓶のデザインの差異があるので、消

費者にとって先天的識別の効果があると認めることは困難なので、原告の前記主張も採用できるものではない。

- (二) 原告は、2014 年以來、係争商標の国内の各中・大規模の病院、薬局、診療所に販売しており、年間販売額は数千万元に達し、1 年間に販売した瓶数も百万瓶を超えており、医療バイオテクノロジー展示会に定期的に参加しており、展示会場に係争商標の商品画像を掲げていたほか、係争商標のビデオもインターネット上にアップロードしていたので、係争商標は関連する消費者によく知られており、後天的識別性もある云々と主張した。しかし調べたところ、原告が述べたマーケティング画像でボディの中央に「克菌寧」という文字が書かれたラベルステッカーが見られるが、これは係争商標の別個使用ではない。原告が提出した販売発（領収書）票に係争立体商標図案は付されていないので（申請ファイル第 17 頁裏面から第 59 頁まで）、消費者が係争立体ボディ商標かまたはボディのラベルに表示されている薬品名称をもって商品出所を識別する根拠としたのか、上記証拠資料から判断することができない。上記の証拠資料のほか、原告はその他消費者が係争商標のデザインを商品出所の判断根拠としていることを十分に証明できる証拠資料を提出しなかったため、原告による係争商標がすでに広く使用されて後天的識別性がある云々の主張も採用できない。

以上をまとめると、係争商標のよくみられる薬瓶に加えてボトルネックが内側に凹んでいる比率を高めたデザインは、よく見られる薬瓶との差異が大きくないので、先天的識別性を有しないと認めるべきである。また、係争商標は実際の使用時に、単純にボディのデザインだけを識別の根拠としているのではなく、薬品名称ラベル等を貼り付ける方法で販売しており、係争商標（即ちボディのデザイン）がすでに後天的識別性を取得していることを証明することが困難なので、被告が係争商標の出願は商標法第 29 条第 1 項第 3 号規定の状況があると認め、係争商標の登録出願を許可すべきではないとした処分に間違いはなく、訴願決定を維持したことも不適法はない。原告の原処分及び訴願決定をすべて取消し、被告も出願番号第 109084186 号「宝齡富錦公司瓶器立体商標」商標の登録出願について登録査定すべきであるとの訴えには理由がないので、棄却すべきである。

前述を総じて論結すると、本件原告の訴えには理由がなく、知的財産案件審理法第 1 条、行政訴訟法第 98 条第 1 項前段により、主文のとおり判決を下す。

2023 年 4 月 27 日  
知的財産裁判所第二法廷  
審判長裁判官 彭洪英  
裁判官 曾啓謀  
裁判官 汪漢卿

## 03 公平取引法

### ■ 判決分類：公平取引法

#### I 裁判所が公平法違反と判決！検索連動型広告でネガティブキャンペーンは企業間の新形態の不正競争

##### ■ ハイライト

台北地方裁判所は先ごろ、永慶房屋と「好房网」に信義房屋のグッドウィル侵害と公平交易法(以下「公平法」)(訳注：日本の独占禁止法及び不正競争禁止法に相当)違反で、300万新台湾ドルの損害賠償支払い、虚偽のニュースの削除、とくに「今後、信義房屋の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打ってはならない」と命じる判決を下した。裁判所は、検索連動型広告で競合相手に対するネガティブキャンペーンを行うことが公平法に違反すると認めた。この判決は企業間の新形態の不正競争を抑止する意味を持つことになる。

#### II 判決内容の要約

台北地方法裁判所民事判決

【裁判番号】111年度重訴字第1065号

【裁判期日】2023年07月19日

【裁判事由】侵害の排除等

原告	信義房屋股份有限公司 (Sinyi Realty Inc.)
法定代理人	信義股份有限公司
被告	好房国際股份有限公司
兼法定代理人	林淑貞
被告	林淑貞
	楊欽亮 (筆名:林志文)
被告	永慶房屋仲介股份有限公司 (Yung Ching Rehouse Co.)
法定代理人	孫慶餘

上記当事者間の侵害の排除等事件について、本裁判所は2023年5月24日に口頭弁論を終結し、次の通り判決する：

##### 主文

被告好房国際股份有限公司は好房网 (<https://www.housefun.com.tw>) に掲載した、及び Youtube (<https://www.youtube.com>) で発表した、付表に示す文章及び動画を削除せよ。

被告好房国際股份有限公司、楊欽亮は、原告に対し、連帯して金300万新台湾ドル及び2022年11月28日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を週ごとに支払え。

被告好房国際股份有限公司、永慶房屋仲介股份有限公司は自ら又は他人を利用して「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打ってはならない。

被告好房國際股份有限公司、楊欽亮は、連帯して費用を負担し、添付資料に示す事実説明文を、タイトルを 18 ポイント、文章を 14 ポイントのフォントで、「好房网」のホームページに 7 日掲載せよ。

被告好房國際股份有限公司、永慶房屋仲介股份有限公司は、連帯して費用を負担し、本件判決書の事件番号、当事者及び主文を聯合報、自由時報及び中国時報の全国版第 1 面に標楷體 12 ポイントのフォントを用いて各 1 日掲載せよ。

原告のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は、被告好房國際股份有限公司、楊欽亮が連帯して二分の一負担し、永慶房屋仲介股份有限公司が百分の一を負担し、その余を原告が負担する。

本判決第 2 項については原告が金 100 万新台湾ドル又は同額の無記名譲渡性預金を以って被告に担保を立てたとき、仮執行をすることができる。ただし被告好房國際股份有限公司、楊欽亮が 300 万新台湾ドルを以って原告に担保を立てたときは、仮執行を免れることができる。

原告のその余の仮執行宣言申立てを棄却する。

## 一 事実要約

(一) 永慶房屋仲介股份有限公司（以下「永慶房屋」）は不動産仲介サービスを業とし、原告会社とは競合関係にある。

(二) 林淑貞は好房会社の筆頭株主であり、同時に永慶房屋の法定代理人兼株主である孫慶餘の配偶者でもある。林淑貞はまた永慶房屋の共同創業者及び株主であり、2019 年 11 月 25 日（当日を含まず）より前に永慶房屋董事（訳注：理事に相当）及び法人董事が指定する代表者でもある（永慶房屋の会社登記資料ファイルを参照）。

(三) 好房國際股份有限公司（以下「好房公司」）は好房网（<https://www.housefun.com.tw>）及び好房网 YouTube チャンネル（<https://www.youtube.com/@ohousefun>）を経営している。楊欽亮は好房网の編集長兼記者、YouTube（真相大追撃シリーズは現時点で 50 余回）の動画制作者及び司会者である。

(四) 好房公司是原告民事準備書面（一）（訳注：弁論準備書面に相当）訂正後の付表に示される期日（甲証 24-6-3 が 2019 年 8 月 28 日にリリースされたのを除く）に、付表に示されるようなタイトル、即ち甲証 24（甲証 24-2-2 を除く）に示される各文章及び動画の報道を発表し、かつて甲証 25 乃至 34 に示される方法で、インターネットを通じてそのサイト内外で前述報道を広め、アクセスを誘引した。

(五) 楊欽亮は前述付表に示される動画の司会者の 1 人である。

(六) 甲証 17、42 は好房网にかつて存在したサイトの資料である。甲証 43 は好房公司がかつて送ったメッセージ（原告訴訟代理人が 2021 年 9 月 1 日に受信）である。

(七) 好房公司是「信義房屋」等のキーワードの検索連動型広告を打ち、詳しくは 2023 年 3 月 14 日民事報告書（一）の添付資料 3 に示す通りである（即ち本裁判所ファイル三第 403 乃至 405 頁）。

(八) 永慶房屋は 2022 年 9 月 9 日乃至 7 月 22 日に、「信義房屋」をキーワードとし、甲証 29 に図示される「中間部分」のような、タイトル：「永慶房屋は悪徳仲介手法を警告-投機家と組んで双方から利ザヤを稼ぐことを拒絶」という

検索連動型広告（リンク）（本裁判所ファイル一第 427 頁）を打った。当該検索連動型広告はすでに取り下げされた。当該検索連動型広告をクリック（リンク）すると、すぐに被証乙 1 に図示される鏡週刊の記事報道につながる（本裁判所ファイル二第 371 至 376 頁）。

（九）甲証 24-6-3、及び甲証 24-7-3 の報道全文が転載される被証 33 の出所の報道について、前述原告会社はそれぞれ台北地方検察署（以下「台北地検署」）検察官に刑事名誉棄損で告訴し、それぞれ台北地検署の検察官が不起訴処分を確定した。原告会社は後件について本裁判所刑事法廷に自訴（私人訴追）した後、本裁判所は自訴の不受理（却下）を判決した（被証 12、14、即ち本裁判所ファイル二第 175 至 184 頁、第 191 至 193 頁を参照）。

（十）上記付表に列記される報道（甲証 24-3-2、甲証 24-4-2 を除く）について、原告会社が仮の地位を定める処分の声明を行い、好房会社が自ら又は他人を利用してサイトにハイパーリンクを貼る又は公衆に知らせる方法で、前述の文章、動画のサイトリンクを流布することを禁止するよう請求し、本裁判所は 2022 年 9 月 30 日に 111 年全字第 283 号決定を以て許可した。好房会社が抗告した後、高等裁判所は 2022 年 11 月 30 日に原決定を破棄し、原告会社の声明を棄却した。原告会社は再抗告を提出し、現在最高裁判所にて審理中である（被証 19、即ち本裁判所二第 225 至 234 頁を参照）。

（十一）上記付表に列記される文章、動画（甲証 24-3-2、甲証 24-3-4、甲証 24-4-2、甲証 24-5-2、甲証 24-6-3、甲証 24-7-1 を除く）について、原告会社が仮の地位を定める処分の声明を行い、前記文章又は動画等の削除を請求し、いずれも棄却され確定した（被証 15 乃至 17、即ち本裁判所ファイル二第 195 至 215 頁を参照）。

## 二 両方当事者の請求内容

### （一）原告の声明：

- 1、好房会社は好房网 (<https://www.housefun.com.tw>) に掲載した、及び Youtube (<https://www.youtube.com>) で発表した、付表に示す文章及び動画を削除せよ。
- 2、好房会社等 3 名は原告に対し、連帯して金 6,000,000 新台湾ドル、及び起訴状副本送達の日から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を週ごとに支払え。
- 3、好房会社、永慶房屋は自ら又は他人を利用して「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打ってはならない。
- 4、好房会社が原告に関する文章、動画、音源又はその他の形式のコンテンツを掲載又は発表する時、当該コンテンツの開始部分に「好房国際股份有限公司/好房网の董事長及び株主である林淑貞と永慶房屋仲介股份有限公司の董事長及び株主である孫慶餘とは夫婦関係にある」という利害関係を揭示し説明せよ。
- 5、好房会社等 3 名は連帯して費用を負担し、起訴状の添付資料に示す事実説明文を、タイトルを 18 ポイント、文章を 14 ポイントのフォントで、「好房网」のホームページに 7 日掲載せよ。
- 6、好房会社、永慶房屋は費用を負担し、本件判決書の事件番号、当事者及び主文を。聯合報、自由時報及び中国時報の全国版第 1 面に標楷體 (DFKai-SB)

12ポイントのフォントを用いて各1日掲載せよ。

7、原告は金100万新台湾ドル又は同額の無記名譲渡性預金を以って被告に担保を立てるので、声明第1乃至4の仮執行宣言を申し立てる。

(二) 被告の声明：

- 1、原告の請求及びその仮執行の申立てをいずれも棄却する；
- 2、不利な判決を受けたときは、担保を立てるので、仮執行免脱宣言を申し立てる。

### 三 本件の争点

(一) 好房会社が付表に示される文章、動画を掲載し、原告公司をキーワードとする検索連動型広告を打った等の行為は、原告公司の名誉権、信用維持の権利、又はグッドウィルを侵害したのか。

(二) 好房公司の前述行為は公平法第24条「原告公司のグッドウィルを害するに足る虚偽の事情」であるのか。

(三) 好房公司の前述行為は公平法第25条「取引秩序に影響するに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為」であるのか。

(四) 永慶房屋の前述行為は公平法第25条「取引秩序に影響するに足る欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為」であるのか。

(五) (請求の声明第1項の部分) 原告は民法第18条第1項前段、公平法第29条(同法第24条違反)の規定により、好房公司に好房網(<https://www.housefun.com.tw>)に記載された、及びYouTubeサイト(<https://www.youtube.com>)に発表された、付表に示される文章、動画を削除するよう請求することには理由があるのか。

(六) (請求の声明第2項の部分) 原告が民法第184条第1項前段、第185条第1項、第188条第1項、第195条第1項前段、第28条、公司法第23条第2項等の規定により好房公司等3名は原告に対し、連帯してグッドウィルの損害に相当する金員を賠償するよう請求することには理由があるのか。金額はいくらか。

(七) (請求の声明第3項の部分) 原告は公平法第29条(同法第25条違反)規定により好房公司、永慶房屋(好房公司の部分についてさらに民法第18条第1項前段、公平法第24条規定による)は自ら又は他人を利用して「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打ってはならないと請求することに、理由はあるのか。

(八) (請求の声明第4項の部分) 原告が公平法第29条(同法第25条の違反)規定により、好房会社が原告に関する文章、動画、音源又はその他の形式のコンテンツを掲載又は発表する時、当該コンテンツの開始部分に「好房國際股份有限公司/好房網の董事長及び株主である林淑貞と永慶房屋仲介股份有限公司の董事長及び株主である孫慶餘とは夫婦関係にある」という利害関係を掲示し説明するよう請求することに、理由はあるのか。

(九) (請求の声明第5項の部分) 原告が民法第195条第1項後段規定により、好房公司等3名が連帯して費用を負担し、添付資料に示す事実説明文を、タイトルを18ポイント、文章を14ポイントのフォントで、「好房網」のホームページに7日掲載するよう請求することに、理由はあるのか。

(十) (請求の声明第6項の部分) 原告が公平法第33条(同法第24、25条違

反) 規定により、好房公司、永慶房屋が費用を負担して、本件判決書の事件番号、当事者及び主文を聯合報、自由時報及び中国時報の全国版第 1 面に標楷體 12 ポイントのフォントを用いて各 1 日掲載するよう請求することに、理由はあるのか。

#### 四 判決理由の要約

(一) 好房会社が付表に示される文章、動画を掲載する行為は、原告公司の名誉権、信用維持の権利又はグッドウィルを侵害したのか。

好房会社が付表に示される期間に掲載、発表した付表に示される文章、動画は、閲覧者、視聴者に、原告公司の消費紛争が多く且つ密集しており、悪徳な仲介であるという悪い印象を与え、原告公司の名誉権及びグッドウィルを侵害した(各文章、動画のタイトル、情報操作の手法及び証拠の出所について、詳しくは付表に示される通り)。また、好房会社がニュースのホームページにおいて「悪徳な仲介」と「信義房屋」というタグを並べて配置しており、ニュースチャンネル、有名人の特集記事において「不動産購入時には投機家と悪徳仲介に注意」、「被害者から真実の声を直接聴く」及び緑色(信義房屋を代表する色)で目を引く「信義房屋、45%の利ザヤを稼ぐ悪徳企業」の「家を安く売られた疑い、半年で価格差は 45%?!」というネガティブな広告を載せた状況について、原告公司は 2022 年 4 月 26 日に体験公証を行ったところ、閲覧者、視聴者が見聞した後、原告公司に対してネガティブな見方を持った。また、これは原告公司が提出した付表に示されるネットユーザーのコメントからも証明されている。さらに原告公司が訴外人である模範市場研究顧問股份有限公司に委託して、台北市、新北市、桃園市、台中市、台南市及び高雄市に住む 30 乃至 59 歳で、最近 1 年間に不動産仲介サービスを利用した消費者 600 人に対するオンライン調査を行った結果、69%の消費者が売買する不動産物件を探す又は不動産業者を選ぶ過程において、ネガティブな報道又は宣伝に接しており、その中で 37%の消費者は提示されていない状況において接したことがあるネガティブな宣伝は原告公司を暗示又は攻撃したものだと答えており、接したことがあるネガティブな宣伝が原告公司を暗示又は攻撃したものだとする消費者の 57%は原告公司に対する好感度が低下しており、80%以上の消費者は原告公司の「不動産売買価格の透明度」、「委託する意欲」、「不動産情報の信頼度」に対する評価が低下しており、2023 年 5 月「信義房屋ブランド資産に対する影響研究調査レポート」1 部で証明できる。

好房公司是付表の各番号で示される事件について、一部の事件に対しては部分的な査証を行い、一部の事件については完全にその他のメディア報道の内容を引用しており、さらに付表に示される「情報操作の手法」欄に示される手法で原告公司にとってネガティブなタイトル、広告、図、タグ、要約等を流布したことは、合理的な査証及びバランスのある報道であるとは認めがたい。

(二) 好房公司の前述行為は公平法第 24 条「原告公司のグッドウィルを害するに足る虚偽の事情」であるのか。

永慶房屋と原告公司是競合関係にあり、しかも好房公司与永慶房屋との関係が密接であることはすでに前に認定しており、好房公司には確かに公平法第 24 条違反の事情があると認めるに堪える。

(三) 好房公司、永慶房屋は公平法第 25 条に違反したのか？

前述の検索連動型広告を打っている期間に、閲覧者、視聴者は「信義房屋」をキーワードとして検索すると、潜在的な取引相手に永慶房屋は原告公司よりも誠実で、原告公司より優れているという印象を与える。好房公司、永慶房屋が前述の期間に検索連動型広告を打ったことで、閲覧者、視聴者が「信義房屋」を検索し、それらが打った前述内容の広告が同時に現れる、又は別々に現れるかにかかわらず、いずれも原告公司の潜在的顧客リソースが流出するおそれがあり、公平法第 25 条でいうところの欺瞞的な又は著しく公正さを欠く行為を構成する。

(四) (請求の声明第 1 項の部分) 原告は民法第 18 条第 1 項前段、公平法第 29 条 (同法第 24 条違反) の規定により、好房公司に好房網 (<https://www.housefun.com.tw>) に記載された、及び YouTube サイト (<https://www.youtube.com>) に発表された、付表に示される文章、動画を削除するよう請求することには理由があるのか。

好房公司が公平法第 24 条規定に違反したことはすでに述べた通りであるため、原告公司は民法第 18 条第 1 項前段、公平法第 29 条規定により好房公司に好房網 (<https://www.housefun.com.tw>) に記載された、及び YouTube サイト (<https://www.youtube.com>) に発表された、付表に示される文章、動画を削除するよう請求することには理由がある。

(五) (請求の声明第 2、5 項の部分) 原告が民法第 184 条第 1 項前段、第 185 条第 1 項、第 188 条第 1 項、第 195 条第 1 項前段、第 28 条、公司法第 23 条第 2 項等の規定により好房公司等 3 名は原告に対し、連帯してグッドウィルの損害に相当する金員を賠償するよう請求することには理由があるのか。金額はいくらか。原告が民法第 195 条第 1 項後段規定により、好房公司等 3 名が連帯して費用を負担し、添付資料に示す事実説明文を、タイトルを 18 ポイント、文章を 14 ポイントのフォントで、「好房網」のホームページに 7 日掲載するよう請求することに、理由はあるのか。

好房公司、楊欽亮に連帯してグッドウィルの損害に相当する金員を賠償するよう請求すること、及び連帯して費用を負担し連帯して費用を負担し、添付資料に示す事実説明文を、タイトルを 18 ポイント、文章を 14 ポイントのフォントで、「好房網」のホームページに 7 日掲載するよう請求することは、名誉を回復するのに必要なものであり、理由がある。

しかしながら前述損害を証明することは困難である。本裁判所は前述民事訴訟法第 222 条第 2 項規定により、好房公司、楊欽亮が付表に示される文章、動画を記載、発表し、付表に示される「情報操作の手法」の方法で原告公司の信用維持の権利、グッドウィルを侵害した事情、原告公司の資本金が 10,000,000,000 新台湾ドル、好房公司の資本金が 5,000,000 新台湾ドルであること (本裁判所ファイル第 119、115 頁を参照)、好房公司が現時点で付表に示される文章、動画を取り下げしていないこと等を斟酌し、経験則及び狭義の比例性の原則により、状況を参酌して原告公司がこれにより受けた損害は 3,000,000 新台湾ドルであると決定し、これを超える範囲については、理由はない。

(六) (請求の声明第 3 項の部分) 原告は公平法第 29 条 (同法第 25 条違反) 規定により好房公司、永慶房屋 (好房公司の部分についてさらに民法第 18 条第 1 項前段、公平法第 24 条規定による) は他人を利用して「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打ってはならないと請求することに、理由はあるのか。

好房公司、永慶房屋は「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打って、「信義房屋」を検索すると上述の結果が現れ、潜在的な取引相手に永慶房屋は原告公司よりも誠実で、原告公司より優れているという印象を与え、原告公司の潜在的顧客リソースが流出するおそれがあり、公平法第 25 条違反は前述した通りであり、原告公司が好房公司、永慶房屋は他人を利用して「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打ってはならないと請求することに、理由はあり、許可すべきである。

(七) (請求の声明第 4 項の部分) 原告が公平法第 29 条 (同法第 25 条の違反) 規定により、好房公司が原告に関する文章、動画、音源又はその他の形式のコンテンツを掲載又は発表する時、当該コンテンツの開始部分に「好房國際股份有限公司/好房網の董事長及び株主である林淑貞と永慶房屋仲介股份有限公司の董事長及び株主である孫慶餘とは夫婦関係にある」という利害関係を掲示し説明するよう請求することに、理由はあるのか。

好房公司が確かに原告公司の名誉権、信用維持の権利及びグッドウィルの侵害を行ったことは、前述した通りである。しかし原告公司は公平法第 29 条後段に基づいて好房公司の前述の侵害行為の防止を請求しており、公司の名誉権、信用維持の権利及びグッドウィルの保護を目的とし、それが請求する防止の方法は、つまり好房公司が原告に関する文章、動画、音源又はその他の形式のコンテンツを掲載又は発表する時、当該コンテンツの開始部分に「好房國際股份有限公司/好房網の董事長及び株主である林淑貞と永慶房屋仲介股份有限公司の董事長及び株主である孫慶餘とは夫婦関係にある」という利害関係を掲示し説明することであり、この利害関係を開示する方法を以って侵害を排除、防止することは、その手段と目的との関連性、必要性が十分ではなく、両者は適合するものではなく、比例原則に反し、理由があるとは認めがたい。

(八) (請求の声明第 6 項の部分) 原告が公平法第 33 条 (同法第 24、25 条違反) 規定により、好房公司、永慶房屋が費用を負担して、本件判決書の事件番号、当事者及び主文を聯合報、自由時報及び中国時報の全国版第 1 面に標楷體 12 ポイントのフォントを用いて各 1 日掲載するよう請求することに、理由はあるのか。

好房公司、永慶房屋には公平法第 25 条違反の事情があり、好房公司はさらに同法第 24 条に違反していることは、すでに本裁判所が認定しているものであり、原告公司が公平法第 33 条規定により、好房公司、永慶房屋が費用を負担して、本件判決書の事件番号、当事者及び主文を聯合報、自由時報及び中国時報の全国版第 1 面に標楷體 12 ポイントのフォントを用いて各 1 日掲載するよう請求することは、根拠があるものである。

以上をまとめると、原告公司は民法第 18 条第 1 項前段、公平法第 29 条規

定により好房会社が好房网 (https://www.housefun.com.tw) に記載された、及び YouTube サイト (https://www.youtube.com) に発表された、付表に示される文章、動画を削除するよう請求すること；民法第 184 条第 1 項前段、第 185 条第 1 項、第 188 条第 1 項、第 195 条第 1 項前段、第 28 条、公司法第 23 条第 2 項等の規定により好房公司、楊欽亮が連帯して 3,000,000 万新台幣ドル及び起訴状副本送達翌日、即ち 2022 年 11 月 28 日（起訴状副本は 2022 年 11 月 25 日に送達されたことは本裁判所ファイル二第 11、13 頁を参照）から支払い済みまで、年 5 分の割合による金員を週ごとに支払うよう請求すること；公平法第 29 条規定により被告好房公司、永慶房屋（好房公司の部分についてさらに民法第 18 条第 1 項前段、公平法第 24 条規定による）は自ら又は他人を利用して「信義房屋」の文字を含むキーワードの検索連動型広告を打つてはならないと請求すること；民法第 195 条第 1 項後段規定により、好房公司、楊欽亮が連帯して費用を負担し、添付資料に示す事実説明文を、タイトルを 18 ポイント、文章を 14 ポイントのフォントで、「好房网」のホームページに 7 日掲載するよう請求すること；及び公平法第 33 条規定により、好房公司、永慶房屋が費用を負担して、本件判決書の事件番号、当事者及び主文を聯合報、自由時報及び中国時報の全国版第 1 面に標楷體 12 ポイントのフォントを用いて各 1 日掲載するよう請求すること、にはいずれも理由があり、これを超える範囲については理由がなく、棄却すべきである。

以上の次第で、原告の請求は一部に理由があり、一部に理由がなく、民事訴訟法第 79 条規定により、主文の通り判決する。

2023 年 7 月 19 日

民事第三法廷 裁判官 方祥鴻

Attorneys-at-Law

**TIPLO** 台湾國際專利法律事務所  
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2024 TIPLO, All Rights Reserved.